

7 石内北学区集会所 管理運営委員会規程

石内北学区集会所 管理運営委員会規程

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、石内北学区集会所管理運営委員会（以下、「本委員会」という。）と称する。

第2条（目的）

本委員会は、石内北学区集会所（以下、「集会所」という。）の適正な使用および管理運営について必要な事項を定め、これを遂行することにより、学区内住民の文化活動、社会教育・福祉活動、娯楽等各種コミュニティ活動の推進、ならびに各種地域団体相互間の連携・交流を図り、もって地域社会の健全な発展および活性化に資することを目的とする。

第3条（事務所）

本委員会の事務所は、以下の所在地とする。

広島市佐伯区石内北1丁目5002番79 石内北学区集会所内

第2章 管理運営委員会

第4条（組織）

本委員会は、次に掲げる者から選出した役員で構成する。

- 1 ころ石内北自治会役員
- 2 学区内の各種地域団体の代表者（社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等）
- 3 本委員会役員経験者（石内北学区集会所建築準備特別委員会委員を含む）

第5条（役員）

本委員会に次の役員をおく。

- 1 委員長 1名
- 2 管理責任者 1名（総務部長）
- 3 管理運営委員 若干名（会計・監査など）

第6条（役員の選任）

役員の選出方法は、次を基本とし、総会において選任する。

- 1 委員長は、ころ石内北自治会役員及び役員経験者をもってあてる。
- 2 管理責任者は、自治会総務部長をわりあてる。
- 3 管理運営委員は、ころ石内北自治会役員、各種地域団体を代表する者および本委員会役員経験者から、選出する。このうち、会計はころ石内北自治会会計が、監査はころ石内北自治会監査が兼任することができるものとする。

第7条（役員の任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 委員長は本委員会を代表し、会務を統括する。
- 2 管理責任者は、建物等の保全管理を担当する。
- 3 会計は料金収入等の収納、保管、支出等の会計業務を担当する。
- 4 監査は集会所の運営管理状況ならびに会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第8条（役員の任期）

役員の任期は、次のとおりとする。

- 1 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了または辞任によって退任する役員は、後任者へ業務の引継ぎを行い、後任者の就任まではその職務を遂行するものとする。

第9条（顧問）

本委員会の目的を円滑・効果的に達成するため、本委員会に次のとおり顧問をおくことができる。

- 1 顧問は、必要により、委員長が委嘱し、重要な会務について委員長の諮問に答える。
- 2 任期は1年間とする。

第3章 会議

第10条（会議）

本委員会の会議は役員会とし、次のとおり行うものとする。

- 1 役員会は、委員長が招集し、監査を除く役員をもって構成する。

第4章 役員会

第11条（決議事項）

役員会は、次の事項を決議する。

- 1 委員会の業務に関する事項

第12条（開催）

役員会は、委員長が必要と認めるとき、または役員がその4分の1以上の同意を得て役員会の招集を委員長に請求した場合に、委員長が召集し、開催する。

第13条（議長）

役員会の議長は、委員長とする。

第14条（議決）

役員会の議決は、出席役員の3分の2以上で決する。

第5章 会計

第15条（会計年度）

本委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（財務）

本委員会の運営経費は、使用料金およびその他の収入をもってあてる。やむを得ない事由により不足が生じることが予想される場合に限り、こころ石内北自治会との協議により当該自治会予算から援助を受けることができるものとする。

第17条（使用料金）

使用料金は「石内北学区集会所 管理運営委員会細則」（以下、「細則」という）に規定し、必要に応じて、適宜見直しを行う。

第18条（収支予算の作成及び変更）

収支予算の作成及び変更にあたっては、次のとおりとする。

- 1 委員長は、毎会計年度の収支予算案を役員会に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 収支予算を変更しようとするときは、委員長はその案を役員会に提出し、その承認を得なければならない。

第19条（役員活動費）

以下の役員には、活動費として一人当たり、1年間の活動費として次の金額を支給する。

委員長 10000 円

管理責任者 5000 円

管理運営委員 5000 円

※ 兼務の場合は支給しない

第20条（会計報告）

会計は、収支決算書を作成したうえ会計監査を経たのち、役員会の承認を得なければならない。

第21条（預金口座の開設）

本委員会は、会計業務を遂行するため、次のとおり預金口座を開設するものとする。

- 1 預金口座の名義は、本委員会とする。
- 2 預金口座の住所は、会計宅とする。

第22条（出納簿）

会計は、出納簿を作成して保管し、役員からの請求があるときは、いつでも閲覧させなければならない。

第6章 管理および運営

第23条（使用の範囲及び使用料）

集会所の使用範囲は、第1章第2条（目的）に基づき地区住民及び自治会が使用することを原則とする。

- 1 自治会及び各班が諸活動のために使用する場合・・・（無料）
- 2 地域住民の敬老会、子ども会、女性会が諸活動のため使用する場合・・・（無料）
- 3 自治会の住民で結成される各種同好会、親睦会等の諸行事で使用する場合・・・（無料）
- 4 広島市が業務の必要上使用する場合・・・（無料）
- 5 自治会の住民が冠婚葬祭で使用する場合・・・（有料）
- 6 上記の定める自治会行事以外で使用する場合・・・（有料）
- 7 営利を目的とする場合・・・（有料）
- 8 エアコンを使用する場合・・・（有料）

第24条（使用の制限）

次のいずれかに該当する場合には、集会所の建物、敷地および物品の使用を許可しない、あるいは許可を取り消すものとする。

- 1 公の秩序または善良の風俗を乱す恐れがある場合
- 2 特定の政治・選挙活動に該当する場合
- 3 会合等の性質が騒擾を起こす恐れがある場合
- 4 宿泊の用に供する場合（非常災害等緊急事態の発生時は除く）
- 5 高校生以下の者で使用する場合（保護者が監督する場合は除く）
- 6 集会所施設または設備、備品等を毀損する恐れがある場合
- 7 集会所の設置目的に反する恐れがある場合
- 8 その他管理運営上で支障があると本委員会が認めた場合

第25条（使用の特例）

学区内に居住する概ね60歳以上の者（高齢者）や老人会等の団体による使用にあたっては、次のとおり取り扱いに配慮する。

- 1 役員会で指定された部屋を専用集居室として優先的に使用可能とする。
- 2 使用料金は原則として無料とする。

第26条（使用申し込み）

集会所を使用するにあたっては、事前に「細則」に規定する使用申し込みを行い、これにより使用許可の是非を判断し、申込者へその結果を回答する。

第27条（管理運営経費）

建物の管理運営に要する経費は、下表のとおり費用負担する。本委員会の負担する経費については、適切に予算計画へ計上する。

経費種別	内 容	負担者
建物に対する火災保険料	—	広島市
消防用設備の保守点検委託料	—	
建物本体に係る改修および補修工事費	—	
初度調弁費	集会所開設時の広島市購入備品	
冷暖房器の設置費	集会所開設時の広島市設置分	

光熱水費	電気, ガス, 水道等の料金	本委員会
建物本体以外の修繕費	畳, 襖, 窓ガラス, 電灯ほか	
備品等購入費	初度調弁費以外	
樹木の剪定等維持管理費	—	
冷暖房器の維持管理費・機器更新費	—	
その他集会所運営管理に必要な経費	—	

第28条 (運営管理)

建物の運営・維持管理を統括する管理責任者は、第5条に定める管理担当役員とする。

なお、集会所使用受付、使用料金の受領および鍵の授受等の日常の運営管理事務については、必要に応じ、委託することができるものとする。

第29条 (自衛消防組織)

集会所に係る火災等の災害予防、被害軽減および安全確保のため、「細則」に規定する自衛消防組織を設置する。

第30条 (火元管理)

集会所使用に係る火元管理を適正に行うため、火元管理責任者を定める。

なお、火元管理責任者は、「細則」に規定する自衛消防組織の長をもってあてる。

第31条 (使用手続き)

集会所を使用するための手続きや心得について、「石内北学区集会所 使用案内」を作成し、集会所へ備え付ける。

第32条 (報告)

本委員会は、広島市からの要請に応じ、集会所の使用状況等管理運営の状況について報告する。

[附 則]

この規程は、令和3年4月1日から施行する。